平成２５年（フ）第１４号
兵庫県豊岡市塩津町１番24号　１
債務者　増家旅館こと　早瀬　眞澄
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係
平成２５年（フ）第９６号
佐賀県佐賀市川副町大字鹿江994番地３　マルタカコーポ101
債務者　松田　直美
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２４年（フ）第５９号
兵庫県南あわじ市倭文土井12番地
債務者　川崎ひとみ
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係
平成２５年（フ）第１７４号
熊本県阿蘇郡西原村大字小森２番地１、前住所熊本市東区戸島西１丁目31番21号
債務者　宇野　飛鳥
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２５年（フ）第１８４号
熊本市南区城南町東阿高1144番地９
債務者　宮田　英子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２５年（フ）第２０７号
熊本市東区新南部５丁目６番45―908号　サーパスシティ二番館
債務者　秋田　隆志
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２５年（フ）第２１８号
熊本市中央区本荘５丁目２番１―301号　ハウズラフォーレ、前住所福岡県福岡市東区青葉１丁目44番５号
債務者　山中　　尚
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２５年（フ）第２３６号
熊本市東区西原３丁目２番10―105号　託麻団地
債務者　森本　　明
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２５年（フ）第２３９号
熊本市西区花園３丁目21番49号　花園荘201、前住所熊本市大江６丁目１番50号
債務者　田島ゆみ子（旧姓朽渕）
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２５年（フ）第６２４号
愛知県清須市清洲１丁目９番地４
債務者　山田　秀美
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第４号
鹿児島県垂水市松原町61番地、前住所鹿児島県垂水市田神2798番地９
債務者　徳重　忠美
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
平成２５年（フ）第１６８２号
大阪市住之江区御崎５丁目５番８号
債務者　内山　鉄也
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第１７８２号
大阪府東大阪市稲田本町２丁目１番41号
債務者　小林　武広
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第１８３５号
大阪市鶴見区横堤４丁目２番29号メゾンドセレナ302
債務者　児玉　　誠
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第１８５５号
大阪府大東市泉町２丁目16番１号　サーパス大東泉町315号
債務者　竹原智香子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第１８６３号
大阪府枚方市東中振１丁目21番17―502号
債務者　小澤喜久子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第１９０７号
大阪府東大阪市吉田１丁目８番13号
債務者　中元　明美
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部